

大館市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震の発生、経年劣化等により倒壊する可能性のある危険なブロック塀等の撤去を推進し、市民の安全を守ることを目的として、道路等に面する危険ブロック塀等を撤去する者に対し、大館市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 道路、公園及び緑地をいう。
- (2) ブロック塀等 ブロック塀、コンクリート製の塀、石積塀その他これらに類する塀をいう。
- (3) 危険ブロック塀等 道路等に面し、道路等からの高さが1メートル以上（道路等とブロック塀等を設置している敷地の地盤面の高さが異なる場合にあっては、道路等からの高さが1メートル以上、かつ、ブロック塀等を設置している敷地からの高さが0.6メートル以上）のブロック塀等であって、ブロック塀等の危険度点検表（様式第1号）の点検項目で、1項目以上の不適合があるものをいう。

(補助対象工事等)

第3条 補助金の交付の対象となる工事は、市内に存する危険ブロック塀等を所有し、又は管理する者が、市内に本店を有する解体工事業者（県知事の登録を受けた者。市内に居住する個人事業者を含む。）等と工事請負契約を締結して実施する工事であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 危険ブロック塀等の全てを撤去する工事
- (2) 危険ブロック塀等の道路等に面する高さを0.6メートル以下に減ずる工事
- (3) 危険ブロック塀等の基礎部分が擁壁、底板付鉄筋コンクリート基礎等で頑丈な構造なものについて、基礎から上部のブロック塀等を全て撤去する工事
- (4) 危険ブロック塀等と一体になっている門柱について、危険ブロック塀等と一体的に全てを撤去する工事又は道路等に面する高さを0.6メートル以下に減ずる工事

2 前項の工事は、第9条に定める期日までに完了するものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次に該当する工事は補助金の交付対象としない。

- (1) 過去にこの補助金の交付を受けたことがある土地に存するブロック塀等を撤去する工事
- (2) 個人、法人を問わず、自らが実施する工事
- (3) 危険ブロック塀等を所有する者の同意を得ていない工事
- (4) 危険ブロック塀等が存する土地に抵当権が設定されている場合であって、抵当権者の同意を得ていない工事

- (5) 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (6) 他の制度により補助金等の交付を受ける工事
- (7) その他補助金の交付が適当でないと市長が認める工事

4 補助金の交付対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとし、消費税及び地方消費税を含む額とする。

- (1) 危険ブロック塀等の解体費用
- (2) 危険ブロック塀等の解体により生じた廃材等の収集、運搬及び処分に要する費用
- (3) 工事の際、周囲の安全を確保するための対策に要する費用
- (4) 工事実施に必要な諸経費

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、危険ブロック塀等を撤去しようとする者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 危険ブロック塀等を所有する者
- (2) 危険ブロック塀等が存する土地を借り受けて居住している者（本市に住所を有する者に限る。）
- (3) 危険ブロック塀等が存する施設を所有し、又は管理する町内会若しくはこれに類する団体
- (4) 危険ブロック塀等を所有し、又は管理する法人

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者（前項第3号に該当する者を除く。同項第4号の補助対象者にあつては、法人及び法人の代表者）が納期到来済みの本市の市税を滞納している場合にあつては、交付対象としない。

（補助の種別及び補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者 補助対象費用の合計額に2分の1を乗じて得た額で、10万円を超えない額
- (2) 前条第1項第4号に該当する者 補助対象費用の合計額に3分の1を乗じて得た額で、8万円を超えない額

2 前項の補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事の着手前に大館市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 危険ブロック塀等が存する土地を示す位置図等
- (2) 危険ブロック塀等の現況写真（道路等の側から塀全体と道路を撮影したもの、塀の内側から塀を撮影したもの、損傷個所などを撮影したもの）
- (3) 工事見積書
- (4) ブロック塀等の危険度点検表（様式第1号）
- (5) 危険ブロック塀等を所有していない場合にあつては、ブロック塀等が存する土地を所有者から借り受けていることを示す契約書等の写し及び所有者の同

意書（様式第3号）

- (6) 本市に住所を有していない者にあつては、氏名、住所及び生年月日が分かる書類（運転免許証、健康保険証又は住民票など）の写し
- (7) 第4条第1項第4号に該当する補助対象者にあつては、法人の登記事項証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 市長は、申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査のうえ申請書を受理した日から30日以内に交付の可否を決定し、大館市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更又は廃止）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、申請の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、大館市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金変更・廃止申請書（様式第5号）に内容を確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、申請内容の変更又は廃止について承認したときは、大館市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金変更・廃止決定通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

（事業完了実績報告）

第9条 補助決定者は、危険ブロック塀等の撤去工事が完了したときは、当該年度に属する3月15日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日であるときはその翌日）までに、大館市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事代金領収書の写し
- (3) 撤去工事完了後の写真
- (4) 第3条第4項第3号の費用を計上している場合にあつては、工事中の安全確保対策を講じている写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、大館市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金額確定通知書（様式第8号）により当該報告書を提出した者に通知するものとする。

（補助金の交付請求等）

第11条 補助決定者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けた後、補助金の請求をしようとするときは、請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに補助金を交付するもの

とする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付に係る決定を取り消し、その内容を大館市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により当該補助決定者に通知するものとする。

- (1) この要綱に定める補助金の交付要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、補助金を交付する者としてふさわしくないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、大館市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金返還命令書(様式第11号)により、期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

(調査等)

第13条 市長は、補助金の適正な執行のため必要があると認めるときは、補助決定者に必要な事項について報告させ、又は担当職員に現地調査及び帳簿書類等の調査を行わせることができる。

(その他)

第14条 この事業を利用し危険ブロック塀等を撤去した後、再びブロック塀等を設置する場合は、建築基準法関係法令で定める設置基準を満たすものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。